

## 阿見町第6次総合計画後期基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 実施期間 平成30年11月30日(金)から12月28日(金)まで
2. 提出のあった件数 6件(提出者数 4名(持参:2, メール:2))  
※意見の要旨を踏まえ、町が分割・整理した数を件数としています。
3. 意見の概要とこれに対する町の考え方  
※意見のあった項目については、いただいた意見の要旨を踏まえ、町が分類したものととなります。  
※意見の概要については、いただいた意見を基に町が要約したものととなります。

意見のあった項目	意見の概要	意見に対する町の考え方
基本計画 第3章 「交通体系・公共交通の充実」について	【デマンドタクシーの利用】 同様の事業をしている他自治体を参考に、料金設定、利用者範囲の拡大、予約タイミング、乗降サポートなど、利用者の利便性の向上に取り組んでほしい。	デマンドタクシーにつきましては、個別施策「3211公共交通の利便性向上」で「デマンドタクシーの利便性の向上」として位置づけております。ご提案いただいた具体的な改善策につきましては、今後、主要な事業「公共交通推進事業」において検討してまいります。
基本計画 第4章 「交通安全対策の推進」について	【県(町)のイメージアップへの取組み(物産品ではないブランド力の向上)について】 国体開催は県外に茨城県をPRする良い機会であるので、これを契機に県と町が一丸となり、人と車にやさしい茨城県となるよう、交通マナーとモラル向上に取り組んでみてはどうか。	個別施策「4241交通安全対策の充実」の展開方針の「警察、安全協会等との連携を強化し、交通安全対策に取り組みます。」を「交通安全対策に取り組むとともに、交通マナーとモラル向上を図ります。」といった文章に修正します。
基本計画 第3章 「景観形成」について	【町のイメージアップへの取組みについて】 景観、災害防止の観点より、景観道路、新しく開発された住宅地から、電柱の地中化を推進してほしい。	第3章第2節「5 景観形成」の行政の役割で、「指定された景観形成道路については、沿道景観形成基準に基づき、美しい景観となるよう誘導します。」「新規路線についても、必要に応じて新たな景観形成施策を展開します。」としています。ご提案いただいた電柱の地中化の推進につきましては、個別施策「3251魅力あるまち並みづくり」の主要な事業「景観形成事業」において検討してまいります。
重点プロジェクト 「霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト」について  基本計画 第3章 「観光の振興」について	【町のイメージアップへの取組みについて】 霞ヶ浦湖畔に、イベントへの利用、水辺の憩いや湖の眺めを楽しめるよう、来訪者向けの駐車場を造ってほしい。	重点プロジェクトには「3-1霞ヶ浦等の地域資源を生かした交流プロジェクト」として、「恵まれた水辺環境を生かし、霞ヶ浦を核として交流するまちづくり」を位置づけています。具体的には、個別施策「3331観光資源の活用と発掘」の展開方針で「霞ヶ浦周辺の観光資源を結びつけた周辺観光ルートを策定」、個別施策「4325霞ヶ浦の水辺の整備」の展開方針で「町民に親しまれる水辺環境の整備を図り、利活用を推進」するとしています。
重点プロジェクト 「霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト」について  基本計画 第3章 「農業の振興」について	【耕作放棄地の活用について】 耕作放棄地の活用として、譲渡の他に耕作放棄地を町や県が買い取り活用することや町内外の方に野菜や草花の栽培する場として貸し付けることが考えられるので、検討してみてもどうか。	ご指摘いただいたとおり、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴い増加する耕作放棄地に関しては、町でも今後の大きな課題として捉えており、後期基本計画の中では、以下のような対策を掲げています。 一つは、第3章第3節「1 農業の振興」、個別施策「3314耕作放棄地の活用」の展開方針で「国・県・町の荒廃農地等利活用促進交付金の制度周知を図り、荒廃農地の再生利用及び発生防止活動、これに付帯する施設等の整備、農地利用調整等の取り組みを支援」とともに、「耕作放棄となる前に地域の担い手と連携し、予防策を講じ」るものとしています。また、現在、耕作放棄地解消策の一環として、常陸秋そばの生産拡大を支援し、これを活用した町の特産品づくりに取り組んでおり、個別施策「3311農業振興支援策の充実」には「農業者の新たな取り組みや六次産業化の支援」を位置づけています。さらに、今後5年間の重点プロジェクトの一つとして「自然環境や農業等を町の魅力とし、地域資源を活かし発信するまちづくり」を掲げています。今後は、農村交流体験(グリーンツーリズム)を推進し、その中で耕作放棄地等も有効活用していくことが考えられ、その他貸農園等のご提案いただいた点につきましても今後の具体的な取り組みの参考とさせていただきます。
基本計画 第2章 「生涯にわたって学べる環境づくり」について	【図書館について】 中央図書館のみならず、その他の町内図書室を利用するとともに、購入してほしい本をリクエストしたり、他の県や市町村の図書館から本をレンタルしていただいて、図書館を活用している。図書館は大切な「考える場」であるので、今後ますますの発展、充実を希望する。	第2章第2節「生涯にわたって学べる環境づくり」では、施策の一つとして「2414図書館の充実」を掲げています。また、展開方針にありますように、図書館を「地域の知の拠点」とし、今後も町民の皆様役に役立つ情報の提供、生涯学習活動の場としての活動推進や施設づくりに取り組んでまいります。